

介護老人福祉施設 三沢長生園 利用料金表(入所)・・・従来型多床室(療養食加算含む)

単位:円 月:30日

所得段階	要介護度	介護保険1割負担額(基本)	介護保険1割負担額(加算)							自己負担額		日額合計 (新規入所)	月額合計 (新規入所)	月額合計 *介護職員処遇改善加算* (総単位数×14%) 科学的加算、協力医療連携加算含む	高額介護サービス費 自己負担上限額	償還払額	差引自己負担額
		介護福祉施設 サービス費(Ⅱ) 新規入所	看護体制 加算 (Ⅰ)	看護体制 加算 (Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	日常生活 継続支援 加算	精神科医 療養指導 加算	療養食 加算 (1日)	食 費 (1日)	居住費 (多床室)							
第2段階	要介護1	589	4	8	13	36	5	18	390	430	1,493	44,790	47,767	15,000	8,167	39,600	
	要介護2	659	4	8	13	36	5	18	390	430	1,563	46,890	50,161		10,561	39,600	
	要介護3	732	4	8	13	36	5	18	390	430	1,636	49,080	52,657		13,057	39,600	
	要介護4	802	4	8	13	36	5	18	390	430	1,706	51,180	55,051		15,451	39,600	
	要介護5	871	4	8	13	36	5	18	390	430	1,775	53,250	57,411		17,811	39,600	
第3段階①	要介護1	589	4	8	13	36	5	18	650	430	1,753	52,590	55,567	24,600	0	55,567	
	要介護2	659	4	8	13	36	5	18	650	430	1,823	54,690	57,961		961	57,000	
	要介護3	732	4	8	13	36	5	18	650	430	1,896	56,880	60,457		3,457	57,000	
	要介護4	802	4	8	13	36	5	18	650	430	1,966	58,980	62,851		5,851	57,000	
	要介護5	871	4	8	13	36	5	18	650	430	2,035	61,050	65,211		8,211	57,000	
新第3段階②	要介護1	589	4	8	13	36	5	18	1,360	430	2,463	73,890	76,867	24,600	0	76,867	
	要介護2	659	4	8	13	36	5	18	1,360	430	2,533	75,990	79,261		961	78,300	
	要介護3	732	4	8	13	36	5	18	1,360	430	2,606	78,180	81,757		3,457	78,300	
	要介護4	802	4	8	13	36	5	18	1,360	430	2,676	80,280	84,151		5,851	78,300	
	要介護5	871	4	8	13	36	5	18	1,360	430	2,745	82,350	86,511		8,211	78,300	
第4段階以上	要介護1	589	4	8	13	36	5	18	1,445	915	3,033	90,990	93,967	44,400	0	93,967	
	要介護2	659	4	8	13	36	5	18	1,445	915	3,103	93,090	96,361		0	96,361	
	要介護3	732	4	8	13	36	5	18	1,445	915	3,176	95,280	98,857		0	98,857	
	要介護4	802	4	8	13	36	5	18	1,445	915	3,246	97,380	101,251		0	101,251	
	要介護5	871	4	8	13	36	5	18	1,445	915	3,315	99,450	103,611		0	103,611	

* H30/4/1～特別食(心臓病食、糖尿病食など)ご提供させて頂く利用者様は療養食加算6単位/1食を算定(ご請求)させていただきます(対象者のみ)。															要介護	介護処遇加算＋特定処遇加算計算式
* R6年4月1日より科学的介護推進体制加算50円/月加算致します。R6年6月1日より以降①～⑤までの加算算定を開始いたします。(④⑤は対象者のみ)①介護職員処遇改善加算(月のご利用総単位数の14%)加算致します。②協力医療機関連携加算100円/月加算致します。③高齢者施設など感染対策向上加算Ⅱ50円/月加算致します。④新興感染症など療養費加算240円/日・・・コロナ感染施設内療養対象者(最大5日間算定)。⑤退所時情報提供加算250円/回・・・入院の際に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報提供した際の対象者。															要介護1	総単位673×30日×0.14
* 入所後30日間は初期加算として30円/1日加算致します。入院後6日間や入所中に外泊された場合は基本単価(介護福祉施設サービス費(Ⅲ))に替えて246円加算致します。															要介護2	総単位743×30日×0.14
* 以下の第1段階～第3段階の該当の方は介護保険負担限度額認定証をご提示が必要です。* 介護保険負担割合証のご提示が必要です。															要介護3	総単位816×30日×0.14
															要介護4	総単位886×30日×0.14
															要介護5	総単位955×30日×0.14

変更なし	第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税で高齢年金受給者は、ご本人様の所得に応じご請求金額が毎月自己負担金額が異なります。
預金上限変更	第2段階	市町村民税世帯非課税及び配偶者非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(障害・遺族)合計所得金額の合計が80万円以下の方で預貯金650万(一人世帯)1650万(配偶者と合わせ)以下の方
預金上限変更	第3段階①	市町村民税世帯非課税及び配偶者非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(障害・遺族)合計所得金額の合計が80万円越え120万以下で預貯金550万(一人世帯)1550万(配偶者と合わせ)以下の方
新設	第3段階②	市町村民税世帯非課税及び配偶者非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金(障害・遺族)合計所得金額の合計が120万越えで預貯金500万(一人世帯)1500万(配偶者と合わせ)以下の方